

婦人関係資料シリーズ
調査資料 No.12

賣春婦並びにその相手方についての調査

保存資料
婦人課

労働省婦人少年局

は し が き

売春問題は現在、重大な社会問題として世人の関心をたかめつつありますが、この調査はこの問題に対する対策を考究するための一資料とする目的で、東京地方検察庁に依頼して、当地検に送致された人々について行つたもので、調査票の作成及び結果の集計、とりまとめには当局婦人課員が当りました。

報告書を刊行するに当り、この調査に御協力下さつた東京地方検察庁の鶴田検事はじめ係官の御厚意に対しあつく御礼申し上げます。

1953年9月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

I. 調査の概要	5
1. 調査の目的	5
2. 調査期日	5
3. 調査対象	5
4. 調査方法	5
II. 調査結果の概要	5
III. 調査結果の分析	8
第1部 売春婦について	8
1. 経歴と生活環境	8
本籍地 年齢 学歴 両親の有無 親の職業 結婚の状況 子供の有無 住居 同居者の人数、構成及び態度	
2. 転落前後の事情	15
前の職業 現在の職業 転落当時の処女性 転落の動機	
3. 現在の状況	19
相手客 収入 生活程度 売春の場所 性病の有無 売春婦となつてからの年数 検挙された回数	
第2部 売春婦の相手方となつた男性について	24
1. 経歴と生活環境	24
年齢 学歴 職業 月収 家庭の状況	
2. 「遊んだ」時の状態	28
遊んだ動機 支払つた金額 遊んだ場所ととき 遊んだ経験	
統計表目次	
売春婦について	8
第1表 売春婦の本籍地	8

第2表	売春婦の年齢	9
第3表	売春婦の学歴	9
第4表	売春婦の両親の有無	10
第5表	売春婦の親の職業	10
第6表	年齢階層別の結婚の状況(売春婦)	11
第7表	結婚の状況別の子供の有無(売春婦)	12
第8表	結婚の状況別の住居状況(売春婦)	12
第9表	同居者の構成と人数(売春婦)	13
第10表	親を中心とする同居者の構成と態度(売春婦)	14
第11表	夫を中心とする同居者の構成と態度	14
第12表	学歴別の売春婦の前職	15
第13表	前職別の売春婦の現職	16
第14表	未婚別の転落当時の処女性	16
第15表	年齢階層別の転落動機	17
第16表	学歴別の転落動機	18
第17表	結婚の状況別による転落動機	19
第18表	前職別の転落動機	19
第19表	売春婦の学歴別にみた相手客	20
第20表	相手客別の“オールナイト”の受取金額	21
第21表	相手客別の“シヨボトタイム”の受取金額	21
第22表	相手客別の売春婦の月収	22
第23表	月収別の売春婦の生活程度	22
第24表	売春の場所	23
第25表	性病の有無(売春婦)	23
第26表	年齢階層別の売春経験年数	23
第27表	売春の経験年数と検挙回数	24

売春婦の相手方となつた男性について

第28表	売春婦の相手方の年齢	24
第29表	売春婦の相手方の学歴	25
第30表	売春婦の相手方の職業	25
第31表	年齢階層別の月収(相手方)	26
第32表	年齢階層別の結婚の状況(相手方)	26

第33表	子供の有無(相手方)	26
第34表	同居者の構成別の室数(相手方)	27
第35表	同居者数別の室数(相手方)	27
第36表	同居者数別の畳数(相手方)	27
第37表	売春婦の相手方の家庭状況	28
第38表	結婚の状況別にみた遊んだ動機	28
第39表	年齢階層別にみた遊んだ動機	28
第40表	学歴別にみた遊んだ動機	29
第41表	職業別にみた遊んだ動機	29
第42表	室数別にみた遊んだ動機	29
第43表	畳数別にみた遊んだ動機	29
第44表	酒気の有無別にみた遊んだ動機	30
第45表	「遊び」に支払つた金額	30
第46表	「遊んだ」場所	30
第47表	「遊んだ」とき	30
第48表	「遊んだ」経験回数	31

附 録

1. 調 査 表	32
2. 売春等取締条例(東京都条例)	34

売春婦並びにその相手方についての調査

I 調査の概要

1. 調査の目的

売春取締りに関係ある法規としては、勅令9号をはじめ、刑法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、性病予防法、風俗営業取締法、軽犯罪法などの関係条項はあるが、売春行為そのものを取締る法律はなく、わずかに地域的に地方条例によつて取締つてにすぎない現状である。東京都には、昭和24年5月31日公布の売春等取締条例があり、この条例違反として検挙され東京地方検察庁に送検された者は昭和27年度では合計7,391名に上つている。

この調査は、都条例により検挙された売春婦並びにその相手方となつた男性の実態を知る目的で昭和27年9月上旬より12月中旬までの間に行つたものである。

なお巻末に附録として東京都の売春等取締条例の条文を附しておいたから参照されたい。

2. 調査期日 昭和27年9月上旬より12月中旬まで

3. 調査対象 東京都内において売春等取締条例（東京都条例）違反として上記期間中に検挙され地検に送致された男女のうち、検察庁が供述に信をおけるとみなした売春婦161名、相手方の男性44名についてまとめたものである。

4. 調査方法 東京地方検察庁において取調べの際、取調べ係官により調査票に記入。

II 調査結果の概要

売春婦について

1. 経歴と生活環境

調査地が東京であるため本籍地は関東地方のものが161名中過半数（56%）を占めており、中部地方14%、東北地方13%と遠く距るほど少なくなつてはいるが、だいたい全国に及んでいる。

年齢は90%までが30歳以下で、とくに20歳から24歳までの層が多く（95名、59%）、最年少者16歳、最年長者45歳であつた。

学歴は無就学は1人もなく、初等教育を受けた者が過半数の55%、残りは中等教育以上を受けたもので、その中には5名の専門学校以上の教育を受けた者もふくまれている。一般に中途退学の比率

る割合が高く、全体を通じて 27% となつている。在学中のものは新制大学生が 1 人あつた。

両親そろつている者は 33%、片親のみのものはほぼ同数の 34% (うち父のみのもの 9%、母のみのもの 25%)、両親ともにいない者は 24% である。

親の職業は種々雑多で特に目立つ傾向はみられず、商工業、農林漁業、給料生活者がそれぞれ 10% ないし 16% あり、自由業、サービス業などは、ごくわずがしかない。また無職の親の占める割合は比較的多く 21% となつている。

結婚の状況は、未婚 48%、既婚 47% でほぼ同数であり、既婚者のうちわけは離婚が最も多く 21%、次が死別の 12%、有夫 11%、別居 3% となつている。

既婚者とはつまり分つている 75 名の半数以上 (53%) は子持ちであるが、子供の数は 1 名のものが最も多く 33%、2 人の者は 14%、3 人以上は 5% 強で、5 人の子持ちも 1 名ある。

住生活は一般に不自由しており、「現在自宅にいる」と答えた者が全体の 22% で、残りは殆どが借借、下宿、住込といった形をとつており、宿屋住い、住居不定のものも数名いる。また他人との同居が多く、全体の 25% を占めている。同居者のある者のうち、同居者が彼女らの商売について「承知している」と答えた者は 30%、「知らない」のが約半数の 55%、黙認は 13% 弱である。

2. 転落前後の事情

前に職業を持っていた者は全体の 78% (126 名) あり、その種類はサービス業が一番多く 42%、その他比較的多いものとしては事務従事者の 20%、女工員 9% であり、農業、看護婦の出身も数名いる。

売春婦としての商売以外に現在職業を持っている者は、前職を持っていた者に比べて少く、44 名 (27%) にすぎない。職種はほとんどの 39 名が女給、女中などのサービス業 (全体の 24%) で残り数名は、事務従事者、その他である。

転落当時処女であつた者は 12% にすぎず、現在未婚の者でも、はじめて売春婦となつたときに既に処女でなかつた者はその 73% である。

転落の動機としては「生活苦」と答えた者が過半数の 57% を占め、その他好奇心、虚栄心、甘言、友達の勧誘等の動機によるものがそれぞれ 4% ないし 8%、自暴自棄、家庭不和、強姦、失戀などで転落した者がそれぞれ 1% ないし 6% となつており、中には「金もうけの手段として売春婦になつた」と答えている者も数名いた。

転落当時の年齢は、平均 23.1 歳で 19 歳から 24 歳の層が最も多く過半数の 64% を占めている。

3. 現在の状況

相手客は半数近く (49%) が日本人で、白人は 38% となつている。

収入は相手客が日本人、白人、その他の場合をふくめて、オールナイトで平均 1,500 円前後、ショートタイム 650 円前後であるが、その巾は、前者が 400 円から 4,000 円、後者が 100 円から 2,000 円に拡がっている。月収については 26% が無回答であつたが、答えた者の平均月額は 17,000 円である。

現在の生活は「とても苦しい」「少し苦しい」と答えた者は、ともに 26% で合計 52% に上つており、この中の大部分 (80%) は「生活苦」から転落した人達である。一方「普通程度」と答えた者は 37% であり、10% にあたる 16 名は「楽な方」と答えている。

売春をする場所としては宿屋を利用する者が 68% で最も多く、あとはその他の屋内 (7%)、売春婦の自宅 (5%) である。公園などの屋外利用者は 2% となつている。

性病については、現在性病にかゝっている者は 22% であるが、「性病なし」となつている者の中にも相当数の既往症者ならびに潜在者が含まれているとみられる。

売春婦としての経験年数は、半年未満の者が約半数近くの 43%、半年以上 1 年未満の者が 21% で、3 年以上の者も 6 名あり、最も長い者は 4 年 2 カ月であつた。

検査された回数、初めての者が約半数の 47% で、2 回目 22%、残りが 3 回、4 回、5 回となつており、5 回目というのは 3 名であつた。

売春婦の相手方となつた男性について

1. 経歴と生活環境

売春婦の相手として取調べをうけた男性 44 名の年齢は、売春婦の場合より巾が広く、17 歳から 58 歳に及んでおり、そのうち 21 歳から 30 歳までの層が多い (61%)。

学歴は売春婦の場合とくらべてずっと高く、41% の者は専門学校以上の教育を受けており、中等教育を受けた者 34%、初等教育だけの者 25% であつた。

職業は給料生活者が過半数の 52%、他は自由業、商工業、労務者などが数名ずついた。

月収は無収入の学生を除けば、最低 4,000 円から最高 100,000 円の開きがみられ、各階層の者がよくまれている。

結婚の状況は、未婚者 64%、妻帯者 32%、妻に死別した者 5% で、既婚者のうち 75% は子供のある者である。

住居については無回答の者が 30% に上つているが、答えた者だけについてみると 1 室だけの者が最も多く 19 名、2 室あるものは 6 名にすぎず、畳敷も 4 畳半以下の者が 6 名 (うち単身者は 2 名) である。

家庭の状況は 44 名中既婚者を含めて 41 名まで (他の 3 名は無回答) が「家庭は円満である」と答えている。

2. 遊んだ時の状態

遊んだ動機としては「好奇心」が48%、「誘惑された」が34%であり、75%までは「酒をのんでいた」と答えている。

支払った金額の平均は、オールナイトが1,000円、ショートタイムが470円で、白人の客の場合もふくめた売春婦の回答より下廻っている。

遊んだ場所は宿屋が過半数(52%)で、次は売春婦の家(34%)であり、44名中43名までが時刻としては「夜」遊んでいる。

遊んだ経験が「初めて」と答えた者は9名(20%)で、月7、8回という常習者もあつた。

Ⅱ 調査結果の分析

第1部 売春婦について

1. 経歴と生活環境

(1) 本 籍 地

調査の対象となつた売春婦は、いずれも都条例違反のかどで東京地方検察庁に送致された者であるため、集計の結果売春婦の本籍地が東京都及びその近傍が多かつたのは当然であるが、少ないながらも北は北海道の3名から南は鹿児島県の2名まで、全国的に広く及んでいる。

地方別にみると、関東地方が90名、56%と過半数を占めており、あとは中部地方23名、14%、東北地方21名、13%、近畿地方12名、8%等と遠隔の地になるほど少なくなっている。但し県別にみた場合には東京都の他をひきはなした46名(全体の29%に当る)に次ぐものは福島県の11名、千葉の10名、栃木、埼玉の9名などである。

(第1表参照)

(2) 年 令

年齢の分布状態は最年少16歳の1名から最年長45歳の1名まで、30年代にわたって拡がって

第1表 売春婦の本籍地

項 目	実 数	%
地 方		
総 数	161人	100.0
北 海 道	3	1.9
東 北 地 方	21	13.0
関 東 地 方	90	55.9
中 部 地 方	23	14.2
近 畿 地 方	12	7.5
中 國 地 方	3	1.9
四 国 地 方	2	1.3
九 州 地 方	6	3.7
無 回 答	1	0.6

いるが、大多数の90%は中間にあたる30歳迄となつており、30歳をこすと急減している。中でも20歳から24歳までの層はきわだつて多く、合計95名(59%)を数えており、この年頃に一番集中していると言えるであろう。従つて平均年齢は若く、23.8歳である。これがたまたま労働省統計調査部調の女子労働者の平均年齢23.8歳(1949年11月「個人別賃金調査」)と一致しているのは興味あることである。(第2表参照)

(3) 学 歴

学歴に関しては学校の程度ばかりでなく、卒業、中退、在学の別についても詳しくたずねた。その結果は第3表の通りであるが、これによると、調査対象となつた売春婦の教育程度に関して、およそ三つの特徴がみられる。第一に彼女たちの教育程度はまちまちで各段階にわたっていること。第二にその教育程度は全休としてみたと決して一般婦人のレベルより低くないと思われること。第三には中途退学者の比率が非常に高いということである。

第一の教育程度がさまざまという点については第3表の通りで説明の要はないと思われるが、第二の教育程度につい

第2表 売春婦の年齢

年 齢	実 数	%
総 数	161人	100
16歳	1	35人 21.7%
17	—	
18	3	
19	8	
20	23	78人 48.5%
21	24	
22	18	
23	13	
24	17	34人 21.1%
25	6	
26	12	
27	8	
28	7	9人 5.6%
29	6	
30	1	
31	2	
32	3	3人 1.9%
33	—	
34	3	
35	1	
36	1	2人 1.2%
37	—	
38	1	
39	—	
40	1	—
41	—	
42	—	
43	—	
44	—	2人 1.2%
45	1	

第3表 売春婦の学歴

教育程度	総 数	卒 業	中 退	在 学
総 数	161人 (100)	118人 (73.3)	42人 (26.1)	1人 (0.6)
初 等 教 育	89 (55.3)	74	15	—
小 学 校	40	29	11	—
高 等 小 学 校	49	45	4	—
中 等 教 育	67 (41.6)	40	27	—
新 制 中 学 校	13	12	1	—
新 制 高 校	6	2	4	—
女 学 校	48	26	22	—
専 門 教 育	5 (3.1)	3	1	1
専 門 学 校	4	3	1	—
新 制 大 学	1	—	—	1

ては不脱学のものは1人もなく、中退をふくめて初等教育だけを受けた者は89名で全体の55%を占めている一方、専門教育を受けた者も5名いる。この中には1名の新制大学在学者もふくまれている。この人々をもふくめて中等教育以上を受けた者は全体の45%にあたっている。

第三の中退者が多いことについては無視できない程の数に上っており、小学校から最上級の学校までを通じて中途退学者は161名中42名で26%、実に4人に1人の割合となつている。中退者がとくに多いのは中等教育で、67名中27名の40%を占めており、義務制の初等教育においても89名中15名の17%のものが中退をしている。

(4) 両親の有無

両親ともそろっている者は総数161名中53名(33%)、片親のみが大体これに似た数の55名(34%)であり、両親ともいない者は39名(24%)、すなわち4人のうち1人で、残りの3名は両親あるいは片親がありながら売春婦になつている者である。

片親の場合を父母別にみると、母親のみの者は41名であるのに対し、父親のみが14名で、父のいない家庭の者が母のいない者の約3倍となつている。(第4表参照)

第4表 売春婦の両親の有無

項 目	実 数	%
総 数	161人	100
両親の有無		
父のみ	53	32.9
母のみ	41	25.5
なし	39	24.2
無回答	14	8.7

(5) 親の職業

両親のいない39名は別として、残る122名の者の親の職業についてみると第5表のとおりである。

第5表 売春婦の親の職業

職業	総 数	父のみ	母のみ	無回答
総 数	122人 (100)	53人	41人	14人
商 工 業	19 (15.6)	11	5	3
農 林 漁 業	15 (12.3)	8	2	5
給 料 生 活 者	12 (9.8)	8	2	1
勞 務 者	6 (4.9)	3	2	1
自 由 業	3 (2.5)	2	1	—
サ ー ビ ス 業	3 (2.5)	—	2	1
そ の 他 (内職)	1 (0.8)	—	—	—
無 職	25 (20.5)	8	13	4
無 回 答	38 (31.1)	13	1	9

(注) 両親ともいないもの39名を除く。

る。このうち商工業の19名は洋服業、肉屋、雑貨行商、洗濯屋、靴修理、鍛冶屋、裁縫、大工、飲食業等であり、農林漁業15名は、13名までは農業である。事務系統とみなされる給料生活者は12名で割合少く、労務者は6名であつた。サービス業3名の内訳は、2名がそれぞれ守衛と家政婦で、残る1名が旅館業であり、まへの商工業中の飲食業の1名とあわせても、旅館及び飲食業は2名にすぎない。

無職の親は可成多く、25名に上っているが、このうち両親ともそろっている者は8名で、母親のみの者が13名に上っている。

(6) 結婚の状況

161名中未婚者の数は78名、離婚、死別、別居をもふくめた既婚者の数はほぼ同数の75名となつている。既婚者のうち離婚をした者が最も多くて34名、夫と死別した者20名であるが、現に夫のある者も17名おり、既婚者の23%、4.3人に1人の割合になつている。

結婚の状況を年齢別にみると、さすがに未婚者には年令の若い者が多く、その90% (未婚者78名中70名) までは25歳以下であるが、既婚者で25歳以下のものは半数に満たない(48%)。とくに夫と死別した者には年長者が多く、20名中15名までは26歳以上であり、36歳以上の者も4名いる。

有夫の17名は、全部が30歳以下の属に属している。(第6表参照)

第6表 年齢階層別の結婚の状況 (売春婦)

結婚の状況	年 齢 階 層	16~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36歳以上
総 数	161人 (100)	65人	78人	34人	9人	5人
未 婚	78 (48.4)	26	44	6	2	—
既 婚	75 (46.6)	7	29	28	6	5
有 夫	17 (10.6)	3	7	7	—	—
別 居	4 (2.5)	—	2	2	—	—
離 婚	34 (21.1)	2	17	12	2	1
死 別	20 (12.4)	2	3	7	4	4
無 回 答	8 (5.0)	2	5	—	1	—

(7) 子供の有無

未婚者の78名はすべて「子供なし」あるいは子供の有無については無回答であつたが、既婚者75

第7表 結婚の状況別の子供の有無 (亮春婦)

結婚の状況 子供の数	総 数	未 婚	既 婚					無回答
			小 計	有 夫	別 居	離 婚	死 別	
総 数	161人	78人	75人	17人	4人	34人	20人	8人
0 人	89	57	28	9	—	17	2	4
1 人	25	—	25	4	4	9	8	—
2 人	11	—	11	3	—	2	6	—
3 人 以上	4	—	4	—	—	1	3	—
無 回 答	32	21	7	1	—	5	1	4

注 以上のうち子供と同居しているものは 16 名

名のうち半数以上 (40名) は子持ちで、子供のいない者は 28 名、子供の有無について無回答の者 7 名であつた。このうち夫と死別した未亡人では 20 名中 17 名までが子持ちであるが、離婚者では 34 名中 12 名が、有夫の者では 17 名中 7 名が子供を持つている。そして有夫の 7 名では子供の数は 1 人か、せいぜい 2 人であるのに離婚者のうち 1 名と、死別のうち 3 名は 3 人以上の子供を抱えている。一番多数の子持は 5 人であつたが、これも未亡人である。(第7表参照)

(8) 住 居

自宅に住んでいる者の少いことは未婚、既婚の別を問わない。自宅に住んでいる者は 36 名で総数 161 名の 22% に当る程度だが、そのうちでは未婚者の割合が高く、20 名となつている。このように自分の家と呼ぶことのできるような (たとい借家であつても) 一戸をかまえている者のほかに住居としてあげられているのは間借、下宿、住込、宿屋、不定の 5 種だが、このうち前三者の合計は 100 名となつて総数の 62% を占めている。なかでも間借をしている者は一番多く 73 名で、全体の半数に近い 45% を占めている。

宿屋住まいの者は 8 名、住居不定は 3 名いたが、これらはこのような職業の者でなければならぬ。

第8表 結婚の状況別の住居状況 (亮春婦)

結婚の状況	住居の形態	総 数	住 居						無回答
			自 宅	間 借	下 宿	住 込	宿 屋	不 定	
総 数		161人 (100)	36人 (22.4)	73人 (45.3)	19人 (11.8)	8人 (5.0)	8人 (5.0)	3人 (1.9)	14人 (8.6)
未 婚		78	20	33	9	3	2	3	9
既 婚	有 夫	17	3	5	9	2	4	—	—
	別 居	4	3	—	—	—	1	—	—
	離 婚	34	4	18	7	3	—	—	2
死 別	死 別	20	5	13	1	—	1	—	—
	無 回 答	8	1	4	—	—	—	—	3

ない現象であらう。

なお「有夫」の 17 名のうち、自宅に住んでいるものは 3 名だけで、宿屋ぐらしの者 4 名、住込 2 名があることは注目すべきであらう。(第8表参照)

(9) 同居者の人数、構成及び態度

このような住居の条件で彼女たちがどういう人々と一緒に住んでいるかをみると、同居者の人数は本人を除いて 1 人から 11 人までにあつたが、そのうち一番多かったのは同居者 3 人の 17 名であつた。同居者はいるが人数をはつきり答えなかつた者も多く、48 名に上り、また同居者については全然無回答のものも 41 名あり、結局過半数のものについては状況不明である。なお上の数字は他人との同居者をもふくめたものであるが、血縁者の同居について、はつきりした数字だけを取り出して平均した結果は 2.96 人である。

同居者の構成をみると、夫と同居している者は 11 名、このなかには夫と子供と一緒に住んでいる者が 3 名、夫だけと住んでいる者が 7 名ふくまれている。

子供と一緒にだが夫のいない者は 13 名で、同居者の人数は本人をのぞいて 1 人から 6 人まで、それぞれ 2、3 例ずつあつたが、これらの多くは死別者や離婚者である。

その他の家族、つまり子供も夫もなく、親きょうだい、または親類と同居している者は 25 名でこのなかには同居者が 6 人以上の者も 6 名あり、同居者の一番多い 11 人という事例もこのなかに含まれている。(第9表参照)

第9表 同居者の構成と人数 (亮春婦)

同居者の構成 同居者数	総 数	同居者の構成					同居者の 種類不明	同居者なし	無回答
		夫+子	夫+その他	子+その他	その他の家族	他 人			
総 数	161人	3人	8人	13人	25人	41人	22人	8人	41人
本 人 + 1 人	13	—	7	2	4	—	—	—	—
〃 2 人	11	—	—	3	5	2	1	—	—
〃 3 人	17	3	—	3	7	3	1	—	—
〃 4 人	7	—	—	3	1	3	—	—	—
〃 5 人	5	—	—	1	1	3	—	—	—
〃 6 人以上	41	—	—	1	6	3	—	—	—
〃 数 不 明	48	—	—	—	1	27	20	—	—
本 人 の み	8	—	—	—	—	—	—	8	—
無 回 答	41	—	—	—	—	—	—	—	41

以上の分類とは別個に、同居者中に親がいる亮春婦を取り出してみると 25 名で、前述の「両親の有無」の項で両親をみつっている者 58 名、父親のみの者 14 名、母親のみの者 41 名いたことを考え合わせると、多くの場合は親とは別居して亮春を行つていることになる。すなわち両親ともをみつっている亮春婦 58 名のうち親と同居しているものは 8 名 (15%)、父親のみの者 14 名中同居し

第 10 表 親を中心とする同居者の構成と態度 (売春婦)

同居者の構成		同居者の態度	総 数	承 知	黙 認	知らない	無 回 答
総 数			25人	1人	4人	20人	0人
両親と同居	小 計		8	—	2	6	—
	父, 母, 夫, きょうだい		1	—	1	—	—
	父, 母, 子		1	—	—	1	—
	父, 母, 子, きょうだい		1	—	—	1	—
	父, 母		1	—	—	1	—
	父, 母, きょうだい		4	—	1	3	—
父のみと同居	小 計		5	—	1	4	—
	父		1	—	—	1	—
	父, きょうだい		3	—	1	2	—
	父, きょうだい, 祖母		1	—	—	1	—
母のみと同居	小 計		12	1	1	10	—
	母, 子		3	—	—	3	—
	母, 子, きょうだい		2	—	—	2	—
	母		3	1	—	2	—
	母, きょうだい		3	—	—	3	—
	母, きょうだい, その他		1	—	1	—	—

ている者は5名(36%)、母親だけをもつ41名中同居しているものは12名(29%)となつている。(第10表参照)

なお、他人と同居している者は41名で、同居者の数は2人から6人以上にわたっており、その過半数の者(26名)が間借生活である。(第9表参照)

これら同居者が、彼女たちの行つてゐることについてどの程度まで知つてあり、どのような態度をとつてゐるのかについて「承知」「黙認」「知らない」の3項目にわけてしらべてみた。その結果は「知らない」者が最も多く62名(55%)、「承知」している者が33名(30%)、知つていても「黙認」している者が14名(13%)であつた。

第 11 表 夫を中心とする同居者の構成と態度

同居者の構成		同居者の態度	総 数	承 知	黙 認	知らない	無 回 答
総 数			112人 (100)	33人 (29.5)	14人 (12.5)	62人 (55.3)	3人 (2.7)
夫と同居			11	2	6	3	—
夫以外の家族と同居			38	5	3	29	1
他人と同居			41	18	3	18	2
同居者の種類不明			22	8	2	12	—

注：同居者のいない者(8名)、無回答者(41名)をのぞく。

同居者の種類を「夫と同居している者」「夫以外の親きょうだい、その他の家族と同居している者」「他人と同居している者」の三つのグループに分けて、同居者の態度をみると、他人が同居者の場合には41中「知らない」者と「承知」している者が同数で18名(44%)ずつを占めており、「黙認」が3名であるが、他のグループ、殊に親きょうだいと同居している者では総数38名中「知らない」者が29名(76%)に上り、「承知」6名、「黙認」3名となつてゐる。(第11表参照)

さらに同居者中に親がいる25名だけを抜出してみると、その80%にあたる20名までが「知らない」のであり、「黙認」は4名、「承知」は母親と2人きりの同居の場合の1名だけであつた。(第10表参照)

なお夫と同居の場合をみると、11名のうち「知らない」のは3名で、あとは「承知」2名、或は「黙認」6名という答であつた。(第11表参照)

2. 転落前後の事情

(1) 前 の 職 業

前に職業を持っていた者は126名、全体の78%で、無職だつたのは30名、19%、残りの者については不明である。

前職の種類は多方面にわたつてゐるが、サービス業が多く(68名、42%)、その中でも女給と女中はとくに多く、それぞれ25名と24名を数えている。又ダンサーと相対もそれぞれ6名と8名あり、この種の職業から売春婦におちて行きやすいとがうなずかれる。次に多いのは事務従事者の31名(19%)、つづいて女子工員の14名(9%)、農業5名、看護婦3名等である。

なお前職と学歴の関係をみると、サービス業と事務従事者、無職者は学歴に関係なく、巾の広い分布をみせてゐるが、女子工員14名のうち11名と、農業の全部は初等教育を受けた者で占められてゐる。以上をみて注目される点は、教育程度がちがひ、異なる性質の仕事をしてきた者が、現在一様に売春婦となつてゐるという事実である。(第12表参照)

第 12 表 学歴別の売春婦の前職

学歴	前職	総 数	有 職							無 職	無回答
			小 計	サービス業	事務従事者	看護婦	女子工員	農 業	その他		
総 数		161人 (100)	126人 (78.3)	68人 (42.2)	31人 (19.3)	3人 (1.9)	14人 (8.7)	5人 (3.1)	5人 (3.1)	30人 (18.6)	5人 (3.1)
初等教育		89	72	38	13	2	11	5	3	16	1
中等教育		57	50	29	15	1	3	—	2	13	4
専門教育以上		5	4	1	3	—	—	—	—	—	—

(2) 現在の職業

現在売春婦である者の職業とは、売春が非公認の職業であることから言えるので、この観点からみると無職者が断然多い。これは著しい特徴で、総数 161 名中 116 名、72% が無職である。換言すれば、以前職を持っていた者の数に大体匹敵する人数が他に何も仕事を持たないということ、これは事実上“専業の”売春婦になつてゐるということである。

第 13 表 前職別の売春婦の現職

前 職	現 職	総 数	有 職				無 職	無 回 答
			小 計	サービス業	事務従事者	その他		
総 数		161人 (100)	44人 (27.4)	39人 (24.2)	3人 (1.9)	2人 (1.3)	116人 (72.0)	1人 (0.6)
有 職	小 計	126 (78.3)	30	26	3	1	95	1
	サービス業	68	15	15	—	—	52	1
	事務従事者	31	9	6	3	—	22	—
	看護婦	3	—	—	—	—	3	—
	女子工員	14	4	4	—	—	10	—
	農 業	5	1	1	—	—	4	—
無 職	その他	5	1	—	—	1	4	—
	無 職	30 (18.6)	9	8	—	1	21	—
無 回 答		5 (3.1)	5	5	—	—	—	—

現在職業を持つ者は 44 名、そのうち 39 名まではサービス業であり、その 3 分の 2 は女給によつて占められている。もともとあまり数の多くなかつた看護婦、農業、女子工員、教員、公務員などは全くなり、3 名の事務従事者の仕事内容は、全部店員である。(第 13 表参照)

第 14 表 未婚婦別の転落当時の処女性

結婚の状況	処 女 性	総 数	処 女	処女でない	無 回 答
総 数		161人 (100)	20人 (12.4)	134人 (83.2)	7人 (4.4)
未 婚		78	18	57	3
既 婚	小 計	75	2	70	3
	有 別 居	17	2	15	—
	別 居 婦	4	—	4	—
	離 婚 婦	34	—	32	2
	死 別	20	—	19	1
無 回 答		6	—	7	1

(3) 転落当時の処女性

総数 161 名のうち転落当時処女だつたと答えた者はわずか 20 名、12% に過ぎず、答のなかつた 7 名を除く 134 名、83% はすでに処女ではなかつた者である。しかし、このなかには既婚者が含まれているので未婚者のみについてみると総数 78 名のうち当時処女であつたと答えたのは 23% にあたる 18 名で、70% 以上の 57 名、すなわち 4 人のうち 3 人までは当時すでに処女を失つてゐる。(第 14 表参照)

(4) 転落の動機

転落した動機は「生活苦のため」と答えた者が圧倒的に多く、161 名中 91 名、57% を占めてゐる。残りは好奇心、虚栄心、甘言、自暴自棄、友達の前、家庭の不和、強姦、失戀の順で少なくなつてゐる。「その他」の内訳はさまざまで一言にはいえないが、その中には「借金返済」とか「弟の学費を稼ぐため」といつたこととほかに「小遣かせぎ」「世帯を持つため」「金もうけのため」などというのも見られた。

売春婦が転落した動機をその当時の年齢別に調べなかつたので、みるすべもないが、現在の年齢階層によつてわけてみると、転落動機の最高率を示していた「生活苦」は年齢層が高くなるほど率

第 15 表 年齢階層別の転落動機

動 機	年 齢 階 層	総 数	16~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36歳以上
			16~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36歳以上
総 数		161人 (100)	35人 (100)	78人 (100)	34人 (100)	9人 (100)	5人 (100)
生 活 苦		91 (56.5)	16 (45.7)	41 (52.6)	20 (58.8)	9 (100)	8 (100)
好 奇 心		13 (8.0)	2	5	6	—	—
虚 栄 心		10 (6.2)	6	3	1	—	—
甘 言		10 (6.2)	3	5	2	—	—
友 達 の 勧 誘		7 (4.3)	3	4	—	—	—
自 暴 自 棄		9 (5.5)	1	7	1	—	—
家 庭 の 不 和		6 (3.7)	2	2	2	—	—
強 姦		4 (2.4)	—	4	—	—	—
失 戀		1 (0.6)	—	1	—	—	—
そ の 他		8 (4.9)	2	4	2	—	—
無 回 答		2 (1.2)	—	2	—	—	—

が上つて、16~20歳では35名中16名で46%を占めているが、21~25歳では78名中41名(53%)、26~30歳では34名中20名(59%)となり、31歳以上になると全部が生活苦から転落している。(第15表参照)

転落の動機を学歴別に初等教育、中等教育、専門教育以上の三つに分けてみると、初等教育程度の者では「生活苦」のため転落した者が60名、総数89名の67%で次位の「甘言による」もの6名、7%との間にはかなりの開きがあるが、中等教育程度の者では総数67名中「生活苦」は29名43%で、初等教育の者より少なくなっている一方、好奇心や虚栄心から転落した者が多くなっている。

教育程度が上るにつれて売春婦の数は少なくなっており、専門教育以上の者は全部で5名にすぎないが、そのうち2名は「生活苦」、あとは「甘言」「家庭の不和」「強姦」が各々1名ずつであつた。(第16表参照)

第16表 学歴別の転落動機

動 機	学 歴	結 数	初等教育	中等教育	専門教育以上
総 数		161人	89人 (100)	67人 (100)	5人 (100)
生 活 苦		91	60 (67.4)	29 (43.3)	2 (40.0)
好 奇 心		13	3	10	—
虚 栄 心		10	4	6	—
甘 言		10	6	3	1
友 達 の 勧 誘		7	3	4	—
自 暴 自 棄		9	5	4	—
家 庭 の 不 和		6	1	4	1
強 姦		4	2	1	1
失 恋		1	1	—	—
そ の 他		8	3	5	—
無 回 答		2	1	1	—

結婚の状況別にみた動機もまた可成明瞭な色分けを示している。すなわち未婚者では「生活苦」による者が91%、「好奇心」「虚栄心」「甘言」によるものが各々10%強であるが、既婚者の場合には「生活苦」が圧倒的(81%)な理由となっており、離婚、死別、有夫、別居別にみても、どの場合も77%以上を占め、「好奇心」「虚栄心」「甘言」等の動機による者はごくわずかである。

なお、離婚者の場合、3分の2にあたる26名が「生活苦」によるほか、自暴自棄8名、家庭不和2名がみられるのは離婚者としての事情を物語るものであろう。(第17表参照)

転落の動機を前職別にみた場合、動機のうちで「生活苦」の占める割合は、他の職業では過半数となつてゐるのに反して、事務従事者と女子工員の場合には半数以下となつてゐるのは、この人々がより多く他の理由で転落したことを意味するものであろう。例えば事務従事者では31名中「生活苦」のために転落したものは14名で、他の者は好奇心(6名)、その他のいろいろの動機から転落

第17表 結婚の状況別による転落動機

動 機	結 婚 の 状 況	総 数	未 婚	既 婚					無回答
				小 計	有 夫	別 居	離 婚	死 別	
総 数		161人	78人 (100)	75人 (100)	17人 (100)	4人 (100)	34人 (100)	20人 (100)	8人
生 活 苦		91	24 (30.1)	61 (81.3)	15 (88.2)	4 (100)	26 (76.5)	16 (80.0)	6
好 奇 心		13	9	4	—	—	2	2	—
虚 栄 心		10	9	1	—	—	—	1	—
甘 言		10	8	1	1	—	—	—	—
友 達 の 勧 誘		7	6	—	—	—	—	—	1
自 暴 自 棄		9	6	3	—	—	3	—	—
家 庭 の 不 和		6	4	2	—	—	2	—	—
強 姦		4	4	—	—	—	—	—	—
失 恋		1	1	—	—	—	—	—	—
そ の 他		8	5	3	1	—	1	1	—
無 回 答		2	2	—	—	—	—	—	—

しているが、もと農業の5名では4名までが「生活苦のため」と答えている。女子工員では14名中「生活苦」のために売春婦となつたものは6名であるが、「友達勧誘」や「甘言」によるものが5名である。

第18表 前職別の転落動機

動 機	前 職	総 数	有 職							無 職	無回答
			小 計	サ ー ビ ス 業	事 務 従 事 者	習 練 婦	女 工 員	農 業	そ の 他		
総 数		161人	126人	68人	31人	3人	14人	5人	5人	30人	5人
生 活 苦		91	70	41	14	2	6	4	3	19	2
好 奇 心		13	11	5	6	—	—	—	—	2	—
虚 栄 心		10	8	4	1	1	1	—	1	2	—
甘 言		10	8	4	1	—	3	—	—	1	—
友 達 の 勧 誘		7	5	2	1	—	2	—	—	1	—
自 暴 自 棄		9	7	4	1	—	2	—	—	1	—
家 庭 の 不 和		6	3	2	—	—	—	—	1	3	—
強 姦		4	4	2	2	—	—	—	—	—	—
失 恋		1	1	—	1	—	—	—	—	—	—
そ の 他		8	8	4	4	—	—	—	—	—	—
無 回 答		2	1	—	—	—	—	1	—	1	—

3. 現在の状況

(1) 相 手 者

相手者の種類について、はつきり答えなかつた20名を除く141名のうち、半数をこえる74名

の者が「日本人」と答えた。それ以外の 67 名では白人相手が大部分の 61 名を占めている。残る「その他」の内訳は、日本人と白人の両方の客をとる者 2 名、日本人と朝鮮人の客をとる者 1 名、朝鮮人 1 名、黒人 1 名、二世 1 名であつた。

これを学歴と対応すると、日本人相手の者の過半数は初等教育のものであるのに、白人の場合は初等教育と中等教育が半々になつており、かつ中等教育を受けた売春婦の半数近くが白人を相手にしていることになる。(第 19 表参照)

第 19 表 売春婦の学歴別にみた相手客

学 歴	客 の 種 別	総 数	日 本 人	白 人	そ の 他	無 回 答
総 数		161人 (100)	74人 (46.0)	61人 (37.9)	6人 (3.7)	20人 (12.4)
初 等 教 育		89	48	30	5	6
中 等 教 育		67	24	30	1	12
専 門 教 育 以 上		5	2	1	—	2

(2) 収 入

収入について答えた 103 名のうち、45 名 (44%) は日本人客を、51 名 (50%) が白人客をとつていたが、全体の平均受取金額は「オールナイト」で 1,600 円足らずで、分布状態は 1,000～1,500 円の層が最も多く、次が 2,000～3,000 円の層である。金額がこの二つの層に別れて集中しているのは、日本人相手の場合と白人相手の場合の支払額の差異が全体の表面に出てきているからである。すなわち日本人相手の場合は 1,000～1,500 円以外の階層は少く、数名ずつであるが、分布の巾は相当広く最低 400 円の 4 名から最高 3,000 円の 1 名にまで及んでいる。しかも 1,000 円と答えた者の数はきわだつて多く、約半数に当る 23 名に上つているので平均金額は 1,080 円となつてゐる。

白人相手の者は一般に金額が高く、日本人相手の者の 2 倍近くに上つてゐる。最低額の 900 円がすでに日本人相手の場合の最低額の 2 倍をこえているし、最高も総数 51 名中 1 名だけであるが 4,000 円となつてゐる。

しかし 3,000 円となれば日本人相手の 1 名にくらべて白人相手では 10 名あり、5 人に 1 人の割合である。最も人数の多かつたのは 2,000 円で 20 名、次が 1,500 円と 3,000 円の 10 名、1,000 円の 6 名であつた。従つて平均はほとんど 2,000 円に近くなつてゐる。

「その他」の 6 名のうちでは、1,000 円が朝鮮人と日本人を相手にする者の 1 名、二世相手の 1 名計 2 名で、1,400 円が日本人と白人を相手にする 1 名、2,000 円の 1 名は黒人を相手にする者、3,000 円の 2 名は 2 名とも日本人と白人の両方を相手にする者であつた。このように客の種類によつて金額が相当はつきりともがっている。(第 20 表参照)

第 20 表 相手客別の「オールナイト」の受取金額

受取金額	相 手 客	総 数	日 本 人	白 人	そ の 他	無 回 答
総 数		103人 (100)	45人 (43.7)	51人 (49.5)	6人 (5.8)	1人 (1.0)
500 円 未 満		4	4	—	—	—
500 円以上 1,000 円未満		7	6	1	—	—
1,000 〃 1,500 〃		37	26	7	3	1
1,500 〃 2,000 〃		16	6	10	—	—
2,000 〃 3,000 〃		25	2	22	1	—
3,000 円以上		14	1	11	2	—

注 収入について無回答の 58 人をのぞく

「ショートタイム」の受取金額については無回答のものが 83 名に上つてゐるが、答のあつた 78 名のものについてみると全体の平均金額は 651 円であつた。これをさらにくわしくみると、日本人相手の場合、最低わずか 150 円 (2 名) から最高 1,000 円まで、平均 465 円で、最も人数の多いのは 500 円の 16 名、これにつぐのは 800 円の 11 名、400 円の 10 名であるが、これにくらべると白人相手のものは「ショートタイム」においても 2 倍に当る金額をとつており、平均額は、1,050 円となる。最も人数の多いのは 1,000 円の 9 名である。2,000 円以上の者は 2 名あり、うち 1 名は 3,000 円と答えている。(但しこれは最高額であるが「品物による支払」といふ但し書がついてゐた)。低い方は極端にひくく、わずか 100 円という者も 1 名 (45 歳のもの) あつた。しかしこれは例外とみるべきで、低い方の限界は一応 400～500 円どまりということにならう。(第 21 表参照)

第 21 表 相手客別の「ショートタイム」の受取金額

受取金額	相 手 客	総 数	日 本 人	白 人	そ の 他
総 数		78人 (100)	53人 (68.0)	22人 (28.2)	3人 (3.8)
500 円 未 満		30	28	2	—
500 円以上 1,000 円未満		26	20	5	1
1,000 〃 1,500 〃		16	5	10	1
1,500 〃 2,000 〃		4	—	3	1
2,000 円以上		2	—	2	—

注 収入について無回答の 83 人をのぞく

月収については答のあつた者 119 名のうち最も答が多かつた金額は 20,000～30,000 円の層の 81 名であり、次は 10,000～15,000 円の 23 名である。全体の平均は 17,000 円となるが、日本人相手の平均 14,600 円に対し白人相手は 19,600 円となつて、1.5 倍弱である。(第 22 表参照)

第22表 相手客別の売春婦の月収

相手客	総数	日本人	白人	その他	無回答
月 収					
総 数	119人	60人	49人	4人	6人
5,000 円未満	4	3	—	1	—
5,000 円以上10,000 円未満	21	15	4	2	—
10,000 〃 15,000 〃	23	12	11	—	—
15,000 〃 20,000 〃	21	13	7	—	1
20,000 〃 30,000 〃	31	11	15	1	4
30,000 円以上	19	6	12	—	1

注 収入について無回答の42人をのぞく

(3) 生活程度

生活程度に関しては、「とても苦しい」「少し苦しい」「普通程度」「楽な方」の4つをあげて、そのどれに相当するかをたずねた。これについては何も答えなかつた者は唯1名だけであつた。

その結果は「とても苦しい」と「少し苦しい」がそれぞれ42名(26%)、41名(25%)となつて両方で過半数を占めている一方、「普通程度」が60名で37%、「楽な方」と答えたのは10%をわずかに上回る17名であつた。

しかしこれら4つのえらび方は主観的なものであるから、そのまま生活程度をあらわしているとはみることができないし、また売春による収入のみによつて生活をたてているとはいえないが、一応の参考として生活程度と月収を照合してみると、5,000 円未満の4名のうちの1名が「普通程度」と答えているかと思うと、30,000 円以上の収入がある19名の中に「とても苦しい」と「少し苦しい」が1人ずつまじつてゐるが、大体の傾向としては、月収の少ない者ほど「とても苦しい」「少し苦しい」と答えた者が多く、「楽な方」は収入額10,000 円未満の層には1名もみられない。(第23表参照)

第23表 月収別の売春婦の生活程度

生活程度	総数	とても苦しい	少し苦しい	普通程度	楽な方	無回答
月 収						
総 数	161人 (100)	42人 (26.1)	41人 (25.5)	60人 (37.3)	17人 (10.6)	1人 (0.6)
5,000 円未満	4	2	1	1	—	—
5,000 円以上10,000 円未満	21	7	7	7	—	—
10,000 〃 15,000 〃	23	9	9	4	1	—
15,000 〃 20,000 〃	21	6	5	9	1	—
20,000 〃 30,000 〃	31	6	6	14	4	1
30,000 円以上	19	1	1	13	4	—
無 回 答	42	11	12	12	7	—

(4) 売春の場所

売春婦たちが商売の場所として使うのは宿屋が最も多く、109名(68%)であり、自宅の利用者はわずか8名(5%)、その他の屋内12名(7%)等を大きくひきはなしている。公園などの屋外を利用していた者は2%であつた。(第24表参照)

第24表 売春の場所

場所	実数	%
総 数	161人	100
自 宅	8	5.0
宿 屋	109	67.7
公 園	3	1.9
その他の屋内	12	7.4
無 回 答	29	18.0

(5) 性病の有無

性病は現在罹病者とみとめられる者が35名、22%あつて、認められない者は112名の70%であつた。しかしこの「性病なし」となつてゐる者のなかにも相当数の既往症者ならびに潜在者がふくまれているとみられる。

性病の種類については不詳である。(第25表参照)

第25表 性病の有無(売春婦)

性病の有無	実数	%
総 数	161人	100
あ る	35	22.1
な い	112	69.6
無 回 答	14	8.7

(6) 売春婦となつてからの年数

ここに挙げられたものの売春婦となつてからの年数は平均10ヶ月、半年未満の者が総数161名の43%に当たる369名で、1年未満の34名を合わせると103名で、全体の64%を占める。数は少ないが8年以上と答えたものも7名(4%)あり、最も長い例は4年2月であつた。

なお経験年数と年齢との間にはあまり特別な関係はみとめられなかつた。(第26表参照)

第26表 年齢階層別の売春経験年数

年齢階層	経験年数	総 数	半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	無回答
総 数		161人 (100)	69人 (42.9)	34人 (21.1)	33人 (20.5)	15人 (9.3)	7人 (4.3)	3人 (1.9)
16 ~ 20 歳		35	21	8	5	1	—	—
21 ~ 25		78	32	15	17	9	4	1
26 ~ 30		34	11	10	7	3	2	1
31 ~ 35		9	5	—	1	2	—	1
36 歳以上		5	—	1	3	—	1	—

(7) 検挙された回数

検挙された回数については、今回はじめて検挙されたという者が半数に近い76名(47%)で、

第 27 表 売春の経験年数と検挙回数

経験年数 検挙回数	総 数	半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	無 回 答
総 数	161人 (100)	69人	34人	33人	15人	7人	3人
1 回	76 (47.2)	41	14	13	5	2	1
2 回	36 (22.4)	11	10	8	5	2	—
3 回	10 (6.2)	—	4	2	1	3	—
4 回	5 (3.1)	1	—	3	1	—	—
5 回	3 (1.9)	—	—	1	2	—	—
無 回 答	31 (19.2)	16	6	6	1	—	2

その中には売春婦となつて 10 日ほどでつかまつたという者もある。2 回目は 36 名 22% であり挙げられた回数の中で最も多いのは 5 回の 3 名であつた。検挙回数のはつきりしている者についての平均は 1.6 回であつた。なお検挙された回数について無回答の者は 31 名である。(第 27 表参照)

第 2 部 売春婦の相手方となつた男性について

1. 経歴と生活環境

(1) 年 令

売春婦の相手方として東京地検に送致され、調査の対象となつた 44 名のものの年齢は、17 歳から 58 歳までの間に広くひろがつている。しかし分布状況は 30 歳以上にかたよつており、とくに 21~30 歳の階層が多く、27 名 (61%) を占めている。従つて平均年齢は 30 歳となつている。(第 28 表参照)

(2) 学 歴

売春婦たちの教育程度にくらべて、相手方となつた男子の教育程度はすつと高く、44 名中半数に近い 18 名 (41%) が

第 28 表 売春婦の相手方の年齢

項目 年 令	実 数	%
総 数	44人	100%
17	1	3人 6.8%
18	—	
19	1	
20	1	
21	2	15人 34.1%
22	2	
23	3	
24	4	
25	4	
26	1	12人 27.3%
27	4	
28	3	
29	2	
30	2	
31	1	5人 11.4%
32	—	
33	1	
34	2	
35	1	
36	—	3人 6.8%
37	—	
38	1	
39	2	
40	—	
41~45	2	4.5%
46~50	2	4.5%
51~55	—	—
56~60	2	4.5%

専門教育以上を受けており、中等教育を受けたものは 15 名 (34%)、残る 11 名 (25%) が初等教育だけを受けた者で、教育程度の高くなるほど率が高くなつてゐることは注目すべきである。

中退のものは新制高校 1 名、専門学校 2 名、旧制大学 1 名、計 4 名いるが、これも売春婦の場合にくらべてすつと少い。

また 44 名中新制高校 (1 名) 及び新制大学 (3 名) に在学中の者が 4 名まづつている。(第 29 表参照)

第 29 表 売春婦の相手方の学歴

修学状況 教育程度	総 数	卒 業	中 退	在 学
総 数	44人 (100)	36人	4人	4人
初 等 教 育	11 (25)	11	—	—
小 学 校	3	3	—	—
高 等 小 学 校	8	8	—	—
中 等 教 育	15 (34)	13	1	1
新 制 中 学 校	—	—	—	—
旧 制 中 学 校	12	12	—	—
新 制 高 校	3	1	1	1
専 門 教 育	18 (41)	12	3	3
専 門 学 校	9	7	2	—
新 制 大 学	3	—	—	3
旧 制 大 学	6	5	1	—

(3) 職 業

調査対象となつた男子には、いわゆるインテリといわれる階層に属するものが多く、給料生活者が過半数の 23 名 (52%) を占め、他は自由業 8 名 (18%)、商工業 4 名 (9%)、労務者 2 名 (5%) となつている。(第 30 表参照)

(4) 月 収

月収は無収入の学生をのぞけば、最低 4,000 円から最高 100,000 円 (58 歳、会社重役) までの開きがみられるが、その平均は 14,800 円である。

年齢階層別に収入をみると、21 歳~25 歳の年齢層では 5,000~10,000 円の者が最も多いが、26 歳~30 歳では 10,000~15,000 円の者が最も多くなり、年齢階層が高くなるにつれて月収はより高い収

第 30 表 売春婦の相手方の職業

項目 職 業	実 数	%
総 数	44人	100.0
給 料 生 活 者	23	52.3
自 由 業	8	18.2
商 工 業	4	9.1
労 務 者	2	4.5
そ の 他	4	9.1
無 職	3	6.8

入階層に移つていて、40歳以上の者では 30,000 円以上の月収の者が最も多い。(第 31 表参照)

第 31 表 年齢階層別の月収 (相手方)

年齢階層	総 数	17~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41歳以上
月 収							
総 数	44人	8人	15人	12人	5人	3人	6人
5,000円未満	1	—	—	—	—	—	1
5,000円以上10,000円未満	9	—	6	2	1	—	—
10,000 // 15,000 //	11	1	2	7	1	—	—
15,000 // 20,000 //	7	1	2	1	2	1	—
20,000 // 30,000 //	7	—	2	2	—	2	1
30,000円以上	4	—	—	—	—	—	4
収 入 な し	3	1	2	—	—	—	—
無 回 答	2	—	1	—	1	—	—

(5) 家庭の状況

総数 44 名を未婚者別にみると、未婚者は 28 名 (64%)、有妻 14 名 (32%)、死別 2 名 (4%) で、売春婦の場合のように離別や別居の者は 1 人もいなかった。

未婚者には若い者が多く、28 名中 17 名は 25 歳以下であるが、妻を持っている者は 14 名中 13 名が 26 歳以上である。妻と死別した者は 2 名いたが、いずれも 41 歳以上の者である。

31 歳以上の者では 14 名中未婚者はわずか 2 名で、10 名が妻を持っている者である。(第 32 表参照)

第 32 表 年齢階層別の結婚の状況 (相手方)

年齢階層	総 数	17~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41歳以上
結婚の状況							
総 数	44人 (100)	8人	15人	12人	5人	3人	6人
未 婚	28 (64)	8	14	9	1	—	1
有 妻	14 (32)	—	1	3	4	3	3
死 別	2 (4)	—	—	—	—	—	2

子供の有無については既婚者 16 名中、子供のいないのは 4 名で、12 名が子供を持っている。子供の数は 5 人が最高で、これに当たるものは 2 名いたが、それぞれ月収 60,000 円及び 100,000 円のものである。(第 33 表参照)

第 33 表 子供の有無 (相手方)

項 目	実 数	%
子供の数		
総 数	16人	100.0
0 人	4	25.0
1 人	4	25.0
2 人	4	25.0
3 人以上	4	25.0

独立家屋、間借などの別をたずねなかつたので基本となる住居条件は分らないが、質問項目にある室数と畳数についてみると、無回答の 13 名をのぞき、1 室のものが最も多く、19 名 (43%) で大部分は間借と推定されるが、そのうちわけは、独り暮らしのもの 4 名、妻帯者 4 名、妻以外の家族と同居しているもの 3 名、他人と同居しているもの 4 名であつた。(第 34 表参照)

第 34 表 同居者の構成別の室数 (相手方)

同居者の構成	室 数	総 数	1 室	2 室	3 室	4 室	5 室以上	無回答
総 数		44人	19人	6人	4人	1人	1人	13人
本人+妻+妻以外の家族		13	4	2	3	—	—	4
本人+妻以外の家族		16	3	4	1	1	1	6
本人+他人		5	4	—	—	—	—	1
本人のみ		4	4	—	—	—	—	—
無 回 答		6	4	—	—	—	—	2

また同居者数 (本人をふくむ) 別にみると 5 人以上のものが一室に暮している場合が 5 例あり、4 室、5 室をもつものは、1 名ずつしかない。(第 35 表参照)

第 35 表 同居者数別の室数 (相手方)

同居者数	室 数	総 数	1 室	2 室	3 室	4 室	5 室以上	無 回 答
総 数		44人	19人	6人	4人	1人	1人	13人
1 人		4	4	—	—	—	—	—
2 人		2	1	—	—	—	—	1
3 人		5	2	2	—	1	—	—
4 人		7	—	3	1	—	—	3
5 人		7	3	—	2	—	—	2
6 人以上		9	2	1	1	—	1	4
無 回 答		10	7	—	—	—	—	3

注 同居者数には本人をふくむ。

第 36 表 同居者数別の畳数 (相手方)

同居者数	畳 数	総 数	3 畳	4.5 畳	6 畳	8 畳	9 畳	10 畳	11~15 畳	16~20 畳	20 畳以上	無回答
総 数		44人	1人	5人	3人	1人	1人	1人	4人	2人	2人	24人
1 人		4	—	2	1	—	—	—	—	—	—	1
2 人		2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
3 人		5	—	1	—	—	1	—	—	2	—	1
4 人		7	—	—	—	1	—	1	1	—	1	3
5 人		7	—	1	—	—	—	—	1	—	—	5
6 人以上		9	—	—	—	—	—	—	2	—	1	6
無 回 答		10	—	1	2	—	—	—	—	—	—	7

注 同居者数には本人をふくむ。

量数については無回答が多いが(24名)、答えたものだけについて平均をみると、1人当り3.4量となり、1950年センサスによる全国平均3.6量、市部平均3.3量と大差はない。ひどい例としては、同居者3人及び5人で4量半というのがそれぞれ1例ずつあった。(第36表参照)

以上の家庭状況下にあつて「家庭は円満であるかどうか」をたずねたが、3名の無回答の者を除き、あとは全部が未婚を問わず「家庭円満」とのべている。(第37表参照)

第37表 売春婦の相手方の家庭状況

項目	実数	%
家庭の状況		
円満	41	93.2
不円満	—	—
無回答	3	6.8

2. 「遊んだ」時の状態

(1) 遊んだ動機

44名中約半数の21名迄は「好奇心」が動機となつており、これについて多いのは「友達や女から誘われた」者の15名、妻の病氣、その他「妻側の理由とする」者は2名であつた。ほかに「電車のりおくれた」「商売がおそくなつた」などゆきずりの事故を口実としたものもある。

「好奇心」と答えたものは未婚者では半数の14名、現在妻のあるものは14名中6名で、未婚者の場合とくらべて割合は少しくない。(第38表参照)

また「遊び」の動機は学歴や年齢にはあまり関係はないようである。(第39、40表参照)

第38表 結婚の状況別にみた遊んだ動機

結婚の状況	動機	総数	好奇心	勧誘された	妻側の理由	酒の上	その他
総数		44人	21人	15人	2人	2人	4人
未婚		26	14	11	—	1	2
有妻		14	6	4	1	1	2
死別		2	1	—	1	—	—

第39表 年齢階層別にみた遊んだ動機

年齢階層	動機	総数	好奇心	勧誘された	妻側の理由	酒の上	その他
総数		44人	21人	15人	2人	2人	4人
17～20歳		3	2	1	—	—	—
21～25歳		15	8	4	—	1	2
26～30歳		12	6	6	—	—	—
31～35歳		5	4	—	1	—	—
36～40歳		3	—	1	—	—	2
41歳以上		6	1	3	—	1	—

第40表 学歴別にみた遊んだ動機

学歴	動機	総数	好奇心	勧誘された	妻側の理由	酒の上	その他
総数		44人	21人	15人	2人	2人	4人
初等教育		11	5	4	—	1	1
中等教育		15	8	5	—	1	1
専門教育以上		18	8	6	2	—	2

第41表 職業別にみた遊んだ動機

職業	動機	総数	好奇心	勧誘された	妻側の理由	酒の上	その他
総数		44人	21人	15人	2人	2人	4人
給料生活者		23	11	7	1	2	2
自由業者		8	5	2	1	—	—
商工業者		4	1	2	—	—	1
労務者		2	1	—	—	—	1
学生		3	1	2	—	—	—
その他		4	2	2	—	—	—

住居と動機との関係を見ると、室数の少ないもの、量数の少ないものに「好奇心」からというのが多いようで、1室のものでは19名中9名、5量未満のものでは6名中5名となつてゐる。(第42、43表参照)

第42表 室数別にみた遊んだ動機

室数	動機	総数	好奇心	勧誘された	妻側の理由	酒の上	その他
総数		44人	21人	15人	2人	2人	4人
1室		19	9	7	1	1	1
2室		6	2	2	1	—	1
3室		4	1	2	—	1	—
4室		1	1	—	—	—	—
5室以上		1	1	—	—	—	—
無回答		13	7	4	—	—	2

第43表 量数別にみた遊んだ動機

量数	動機	総数	好奇心	勧誘された	妻側の理由	酒の上	その他
総数		44人	21人	15人	2人	2人	4人
5量未満		6	5	—	1	—	—
5～10		5	1	3	—	1	—
10～15		5	2	2	1	—	—
15量以上		4	2	—	—	1	1
無回答		24	11	10	—	—	3

遊びの動機には飲酒も大きな関係を持っており、遊んだとき酒を飲んでいた者は 33 名で、全体の 4 分の 3 に当り、あとの 10 名は素面、無回答 1 名となっている。(第 44 表参照)

第 44 表 酒気の有無別にみた遊んだ動機

酒気の有無	動 機	総 数	好 奇 心	勧誘され た	妻 帯 の 理 由	酒 の 上	そ の 他
総 数		44人	21人	15人	2人	2人	4人
酒をのんでいた		33	17	9	2	2	3
酒をのんでいなかった		10	4	5	—	—	1
無 回 答		1	—	1	—	—	—

(2) 支払った金額

この質問に答えた者は、オールナイト 25 名、ショートタイム 15 名であつたが、オールナイトは 1,000~1,500 円が最も多く、回答のあつた 25 名中 17 名までがこの間の金額を支払つてゐる。平均は 998 円で、最高 2,500 円、最低 400 円であつた。

ショートタイムは平均が 466 円で、500 円未満のものが過半数の 9 名、中には 100 円と、いう低いものもあつた。1,000 円支払つたものが最高で 2 名いた。(第 45 表参照)

第 45 表 「遊び」に支払った金額

支払料金	オール ナイト	ショ ート タイム
総 数	25人	15人
500 円未満	2	9
500 円以上 1,000 円未満	4	4
1,000 円以上 1,500 円未満	17	2
1,500 円以上	2	—

但し上記数字は無回答例を除いた数である。

(3) 遊んだ場所とき

「遊び」の場所としては過半数の 23 名が宿屋を利用しており、次が売春婦の家の 15 名 (34%) で運転手の場合は自動車内を利用しているもの (2 名) もある。

公園など屋外を利用した者は 1 名であつた。(第 46 表参照)

第 46 表 「遊んだ」場所

場 所	実 数	%
総 数	44人	100.0
娼 婦 の 家	15	34.1
宿 屋	23	52.3
自 動 車 内	2	4.5
その他の屋内	3	6.8
その他の屋外	1	2.3

第 47 表 「遊んだ」とき

と き	実 数	%
総 数	44人	100
朝 昼	1	2.3
夜	43	97.7

時刻は、44 名中 43 名までは夜で、1 名 (楽士をしているもの) だけが「朝」と答えている。(第 47 表参照)

(5) 遊んだ経験

遊んだ経験については、「初めて」というものは 44 名中 9 名で、2, 3 回のものは 11 名、5 回以上のものも 10 名に止つており、このなかには月 7, 8 回という常習者もあつた。

遊んだ回数は年令、学歴、職業、未婚、月収、住居状況、同居者数などいずれの関係においても著しい傾向はみられなかつた。

(第 48 表参照)

第 48 表 「遊んだ」経験回数

回 数	実 数	%
総 数	44人	100
1 回	9	20.5
2 回	4	9.1
3 回	7	15.9
4 回	1	2.3
5 回以上	10	22.7
無 回 答	13	29.5

附 録 1. 調 査 表

(売春関係調査)

売春婦に対する調査

調査 月 日

1 年 齢		歳		10 売春婦になつてからの年数	
2 本 籍 地		県		年 月	
3 現在の住居 自宅 下宿 間借 宿屋 不定		4 親の職業 業		11 家庭の状況 1. 結婚の状況 未婚 有夫 離婚 死別 別居 2. 両親の有無 ある(父のみ, 母のみ) ない 3. 子供の有無 ある(人) ない 4. 同居家族 人 内訳(同居している者に○をつける。) 父 母 夫 子 供 兄 弟 姉 妹 親 類 他 人 (同居家族のある人のみ) 5. 今あなたのしていることを同居の家人は知 っていますか 黙認している。承知している。知らない	
5 学 歴 1 小 学 校 卒 中退 2 高等小学校 卒 中退 3 新制中学校 卒 中退 在 4 女 学 校 卒 中退 在 5 新制高校 卒 中退 在 6 専 門 学 校 卒 中退 在 7 新制大学 卒 中退 在		6 現在の職業 1. あり 2. なし (ある人のみ) ダンサー 女 給 婦 妓 女 中 メ イ ド 女子工員 店 員 看護婦 派出所婦 公務員 教 員 事務員 タイピスト 農 業 その他()		12 売春婦になつた動機 1. 生活苦 2. 好奇心 3. 家庭不和 4. 虚栄心 5. 自暴自棄 6. 失恋 7. 飲酒 8. 甘言 9. 友達に誘われた 10. その他()	
7 前についていた職業 1. あり 2. なし (ある人のみ) ダンサー 女 給 婦 妓 女 中 メ イ ド 女子工員 店 員 看護婦 派出所婦 公務員 教 員 事務員 タイピスト 農 業 その他()		13 収 入 1. その時の収入 オールナイト 円 ショートタイム 円 2. 月 収 円		14 その時の場所 自宅 宿屋 公園 その他の屋内 屋外	
8 生活程度 1. とても苦しい 2. 少し苦しい 3. 普通程度 4. 楽な方		15 その時の相手 日本人 白人 黒人 朝鮮人 中国人		16 性病の有無 ある ない	
9 はじめて売春婦になつた時の状態 1. 処女だった 2. 処女でなかった		17 検挙された回数 回			

(売春関係調査)

男性側に対する調査

調査 月 日

1 年 齢		歳		6 遊びに行つた動機 1. 友達に誘われた 2. 好奇心 3. 妻が病氣 4. 妻が妊娠中 5. 自暴自棄 6. 女の誘惑 7. その他の理由()	
2 学 歴 1. 小 学 校 卒 中退 2. 高等小学校 卒 中退 3. 新制中学 卒 中退 4. 中 学 卒 中退 5. 新制高校 卒 中退 在 6. 専 門 学 校 卒 中退 在 7. 新制大学 卒 中退 在 8. 旧制大学 卒 中退 在		3 職 業 1 官 公 吏 8 自由労働者 2 教 員 9 商 業 3 自 由 業 10 間ブローカー 4 会 社 員 11 農 業 5 会社重役 12 そ の 他 6 工 員 13 無 職 7 職 人		7 その時の状態 1. 酒を飲んでいて 2. 酒を飲んでいなかった	
4 月 収 円		5 家庭の状況 1. 結婚の状況 未婚 有妻 離婚 死別 別居 2. 子供の有無 ある(人) ない 3. 住居 室 量 4. 同居家族 人 内訳(同居している者を○でかくす) 父 母 妻 子 供 兄 弟 姉 妹 使用人 親類 他 他 他 5. 家庭は円満ですか。 円満 不和		8 その時相手に支払つた金額 1. オールナイト 円 2. ショートタイム 円	
5 家庭の状況 1. 結婚の状況 未婚 有妻 離婚 死別 別居 2. 子供の有無 ある(人) ない 3. 住居 室 量 4. 同居家族 人 内訳(同居している者を○でかくす) 父 母 妻 子 供 兄 弟 姉 妹 使用人 親類 他 他 他 5. 家庭は円満ですか。 円満 不和		9 その時の場所 1. 娼婦の家 2. 宿 屋 3. 公 園 4. その他の屋内 5. その他の屋外		10 その時刻 朝 昼 夜	
				11 遊んだのははじめてか 1. はじめて 2. 回位	

2. 売春等取締条例 (昭和 24. 5. 31 東京都条例第 58 号
昭和 25. 12. 28 同 第 94 号一部改正)

第1条 この条例において売春とは、報酬を受け又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することという。

第2条 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。

2 道路その他公の場所において、売春の目的をもつて、立ちどまつたり、うるついたり、他人の身辺につきまとつたりして相手方を誘つた者は三千円以下の罰金又は拘留に処する。

3 常習として売春をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第3条 売春をなさしめるための対価を受け又は受ける約束で場所を提供した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第4条 売春をさせる目的で女子を自己又は他人の管理の下におき、若しくは男子を誘つて売春婦と性交することを勧める客引きをなした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第5条 第3条又は第4条の罪を犯したものに對しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和 28 年 9 月 15 日 印 刷

昭和 28 年 9 月 18 日 発 行

東京都千代田区大手町 1 番地

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地

印刷人 杉 田 弥 太 郎

東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地

印刷所 杉田屋印刷株式会社

